

財務省告示第二百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年七月三十一日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一九トン
四	六、〇三九トン
五	三二八トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一一〇トン	三七六トン	五、〇七八トン	三三、八七三トン	二、四七三トン	一九七トン	一一三、九七三トン	二六七、六六八トン	一、四二五、三二六トン	二二、三五七トン	三、六七四トン	一、三八九トン	八、七八二トン	八トン	一一トン	四トン

二九	一三三三トン
二八	〇トン
二七	二、二六五トン
二六	九九一トン
二五	〇トン
二四	四トン
二三	一、一二三三トン
二二	二八〇トン
二一	五、五一七トン